

民間企業等施設等利用料金一覧表（ホール）



●施設等利用料金

佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯学習センター

区 分			利 用 料 金 (円)						施設の規模 (定員等)
			9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	9:00～17:00	13:00～22:00	9:00～22:00	
通常 料金		平 日	18,300	24,390	29,250	42,690	53,640	71,940	301席
		土日祝日	22,830	30,480	36,600	53,310	67,080	89,910	
	空調		3,120	4,160	4,160	7,280	8,320	11,440	

●リハーサル（準備）時利用料金

区 分			利 用 料 金 (円)						施設の規模 (定員等)
			9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	9:00～17:00	13:00～22:00	9:00～22:00	
リハ ーサル 料金		平 日	5,490	7,310	8,770	12,800	16,090	21,580	301席
		土日祝日	6,840	9,140	10,980	15,990	20,120	26,970	
	空調		3,120	4,160	4,160	7,280	8,320	11,440	

●附属設備利用料金

区分		利用料金(円)
照明 設備	ボーダーライト	340
	アッパーホリゾンライト	490
	ロアーホリゾンライト	460
	フットライト	320
	サスペンションライト	220
	シーリングライト	220
	ギャラリー用スポットライト	220
	フォロースポットライト	810
	フロアーコンセント	100
舞 台 設 備	所作台	3,570
	平台	100
	松羽目	1,200
	毛せん	190
	長ふとん	190
	座ぶとん	100
	人形立	100
	紗幕	870
	地がすり	910
	金屏風	1,210
	鳥の子屏風	1,210
	上敷	170
	指揮者台	200
	指揮者用譜面台	140
	演奏者用譜面台	100
区分		利用料金(円)
舞 台 設 備	コントラバス用椅子	100
	プログラムスタンド	100
	演台	550
	司会者台	250
	音響反射板	3,830
音 響 設 備	拡声装置	2,120
	カセットテープレコーダー	710
	コンパクトディスクプレーヤー	710
	エフェクター	530
	ステージスピーカー	530
	はね返りスピーカー	530
	コンデンサマイク	950
	ダイナミックマイク	440
	ワイヤレスマイク	1,130
そ の 他	3点吊りマイク装置	1,100
	ピアノ	5,500
	ビデオカセットテープレコーダー	1,970
	書画カメラ	1,970
	スライドコンバーター	1,970
	ホール用プロジェクター	1,970
	オーバーヘッドプロジェクター	800

1. 入場料等とは、入場料、会費、会場整備費等その名称のいかんを問わず入場することに関し徴収される入場の対価その他これに類するものをいいます。
 2. 入場料等の額に段階を設けているときは、その最高額をもって入場料等の額とします。
 3. 祝日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を行います。
 4. 利用単位の時間を超えて利用したときは、当該利用単位の施設利用料金の額を当該利用単位の時間数で除して得た額の150パーセントに超過した時間数を乗じて得た額を徴収します。
 5. 4の場合において、当該超過した時間に1時間に満たない端数があるときは、30分に満たない時間は切り捨て30分以上は1時間とし、算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
 6. 冷暖房設備を利用するときはホールの欄に掲げる額に1時間につき1,040円を加えた額とします。この場合において、その利用時間に1時間に満たない端数があるときは30分に満たない時間は切り捨て30分以上は1時間とします。
 7. 附属設備を利用する場合は、別途付属設備利用料金が必要となります。
 8. 各区分の利用料金の単価は、施設利用の1時間区分帯（例えば午前中のみ）に1つ附属設備を利用した場合の料金です。
 9. 附属設備を利用した場合の精算は、利用日となります。
 10. 附属設備を利用する場合において、利用単位の時間を超えて利用したときは、超過した1時間につき当該附属設備についてこの表に規定する利用料金の30パーセントの額を徴収します。この場合において、その超過した時間に1時間に満たない端数があるときは、30分に満たない時間は切り捨て、30分以上は1時間とし、算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
 11. カラーフィルター等の消耗器材費は、別途実費を徴収します。
 12. 民間企業等が利用される場合においても、地域貢献活動（福祉的、公益的、ボランティア）での利用、従業員の福利に関する利用については「一般施設等利用料金」が適用されます。
- ※ 障害者及び障害者団体が、障害者の相互扶助、交流、就労促進、社会参加等を目的とした事業のために、アバンセを利用される場合、施設及び附属設備の利用料金を50%減額します。

※この利用料金一覧表は令和元年10月1日施設利用分より適用されます。

民間企業等施設等利用料金一覧表（研修室等）



●施設等利用料金

佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯学習センター

区 分	利 用 料 金 (円)						施設の規模 (定員等)
	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	9:00～17:00	13:00～22:00	9:00～22:00	
1 F	展示ギャラリー	900	1,230	1,230	2,130	2,460	109.1㎡
	展示コーナー	900	1,230	1,230	2,130	2,460	71.1㎡
2 F	特別会議室	8,580	11,460	11,460	20,040	22,920	31,500
	空調	850	1,140	1,140	2,000	2,290	3,150
	放送スタジオ	2,670	3,630	3,630	6,300	7,260	9,930
	空調	260	360	360	630	720	990
	音楽スタジオ	6,720	8,970	8,970	15,690	17,940	24,660
	空調	670	890	890	1,560	1,790	2,460
	企画ミーティングルーム	900	1,260	1,260	2,160	2,520	3,420
3 F	和室	6,450	8,670	8,670	15,120	17,340	23,790
	空調	640	860	860	1,510	1,730	2,370
	美術工芸室	6,240	8,400	8,400	14,640	16,800	23,040
	空調	620	840	840	1,460	1,680	2,300
	調理実習室	4,620	6,210	6,210	10,830	12,420	17,040
	空調	460	620	620	1,080	1,240	1,700
4 F	第1研修室	11,340	15,120	15,120	26,460	30,240	41,580
	空調	1,130	1,510	1,510	2,640	3,020	4,150
	第1研修室A	6,810	9,060	9,060	15,870	18,120	24,930
	空調	680	900	900	1,580	1,810	2,490
	第1研修室B	4,530	6,060	6,060	10,590	12,120	16,650
	空調	450	600	600	1,050	1,210	1,660
	第2研修室	9,390	12,570	12,570	21,960	25,140	34,530
	空調	930	1,250	1,250	2,190	2,510	3,450
	第2研修室A	5,550	7,410	7,410	12,960	14,820	20,370
	空調	550	740	740	1,290	1,480	2,030
	第2研修室B	3,840	5,160	5,160	9,000	10,320	14,160
	空調	380	510	510	900	1,030	1,410
	第3研修室	9,810	13,110	13,110	22,920	26,220	36,030
	空調	980	1,310	1,310	2,290	2,620	3,600
	第3研修室A	6,510	8,730	8,730	15,240	17,460	23,970
	空調	650	870	870	1,520	1,740	2,390
	第3研修室B	3,300	4,380	4,380	7,680	8,760	12,060
	空調	330	430	430	760	870	1,200
	第4研修室【旧OA講習室】	6,150	8,250	8,250	14,400	16,500	22,650
	空調	610	820	820	1,440	1,650	2,260
	第5研修室（PC室）【旧語学研修室】	4,290	5,790	5,790	10,080	11,580	15,870
	空調	420	570	570	1,000	1,150	1,580
	講師控室A	1,020	1,410	1,410	2,430	2,820	3,840
	空調	100	140	140	240	280	380
	講師控室B	1,020	1,410	1,410	2,430	2,820	3,840
	空調	100	140	140	240	280	380

●附属設備利用料金

区分	利用料金(円)
展示パネル（小）1枚	100
音楽スタジオ設備（音楽スタジオ／2F）	2,200
ピアノ（音楽スタジオ／2F）	2,200
放送スタジオ設備（放送スタジオ／2F）	3,300

区分	利用料金(円)
研修室用プロジェクター	520

1. 研修室のAとBを併せて利用するときは、それぞれの額を合算した額とします。
2. 利用単位の時間を超えて利用したときは、当該利用単位の施設等利用料金の額を当該利用単位の時間数で除して得た額に超過した時間数を乗じて得た額を徴収します。
3. 2の場合において、当該超過した時間に1時間に満たない端数があるときは、30分に満たない時間は切り捨て30分以上は1時間とし、算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
4. ホール以外の施設を利用する場合において、冷暖房設備を利用するときは、それぞれの施設の欄に掲げる額に10分の1を乗じて得た額を加えた額とします。この場合において、算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てます

5. 附属設備を利用する場合は、別途附属設備利用料金が必要となります。

6. 各区分の利用料金の単価は、施設利用の1時間区分帯（例えば午前中のみ）に1つ附属設備を利用した場合の料金です。
7. 附属設備を利用した場合の精算は、利用日となります。
8. 附属設備を利用する場合において、利用単位の時間を超えて利用したときは、超過した1時間につき当該附属設備についてこの表に規定する利用料金の30パーセントの額を徴収します。この場合において、その超過した時間に1時間に満たない端数があるときは、30分に満たない時間は切り捨て、30分以上は1時間とし、算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
9. 団体専用ロッカーの利用料金は、4月1日から翌年3月31日までの1年当たりの料金で、利用期間が1年に満たないときは、利用期間1月間までごとに、当該利用料金を12で除した金額により算定した額となります。
10. 印刷機（印刷）の利用料金は、印刷機（印刷）の印刷枚数に利用料金の単価を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
11. 民間企業等が利用される場合においても、地域貢献活動（福祉的、公益的、ボランティア）での利用、従業員の福利に関する利用については「一般施設等利用料金」が適用されます。

※ 障害者及び障害者団体が、障害者の相互扶助、交流、就労促進、社会参加等を目的とした事業のために、アバンセを利用される場合、施設及び附属設備の利用料金を50%減額します。

※この利用料金一覧表は令和元年10月1日施設利用分より適用されます。